

日本コーチ協会 京都チャプター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は 日本コーチ協会京都チャプターという。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、日本コーチ協会定款第3条に基づき健全なコーチの育成とコーチング諸技法の進歩及び正当な社会的適用による普及を図り、公益の増進に貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は次に掲げる事項を活動目的とする。

- ① 本会主催の定期的な研究会、勉強会などの開催
- ② 会員同士の情報交換
- ③ コーチングに関する調査研究事業
- ④ コーチの紹介事業
- ⑤ その他この会の目的にかなう諸活動

第3章 正会員

(正会員の定義)

第5条 本会の正会員は、本会の目的に賛同し活動に参加する目的を持って本会に入会申込をし、入会を承認された個人とする。

(入会)

第6条 本会の目的に賛同して正会員として入会しようとする者（以下申込者という）は、本会が定める入会申込書により申し込むものとする。

- 2 **運営委員会**は、申込者が本会の目的に賛同し活動に参加できる者と認めるときは、入会を承諾するものとする。
- 3 **事務局長**は、運営委員会が申込者の入会を承諾しないときは速やかに理由を付した書面をもって申込者にその旨を通知しなければならない。

(正会員の義務)

第7条 正会員は、入会費、年会費を支払わなければならない。

- 2 本会の入会金は、1000円、年会費2000円とする。ただし7月から12月までの期間に入会する者については年会費を1000円とする。

3 正会員その他本会の活動に参加する者（以下活動参加者等という）は、本会の総会、例会その他活動において、活動参加者等に対する以下の各号の行為はしてはならない。

- ① 特定団体の営利を目的とした勧誘、物品、サービスなどの売買及びそれに類する行為。
- ② 特定の宗教団体の布教を目的とした執拗な勧誘及びそれに類する行為。
- ③ 日本コーチ協会倫理規定に違反する行為。
- ④ 本会の名誉を毀損する行為。
- ⑤ その他活動参加者等に対する迷惑行為。

4 活動参加者等に前項各号の違反が判明したときは、代表より当該活動参加者等に対し、上記違反行為をしないように注意及び制止する。注意制止しても行為が改善されない場合は、代表は、本会総会、例会その他活動の参加を禁止することができる。

（正会員の資格喪失）

第8条 正会員が次の各号の一つに該当する場合にはその資格を喪失する。

- ① 退会
- ② 死亡
- ③ 年1回行う更新手続において年会費を支払わなかったもの

（退会）

第9条 正会員は任意に退会することができる。

（除名）

第10条 正会員が次の各号の一つに該当するに至った時は総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 第7条第3項に該当する行為をし、その行為が是正されない場合
- ② その他本会の名誉を傷つけ目的に反する行為をしたとき

（入会金及び年会費の不返還）

第11条 既に納入した入会金及び年会費はこれを返還しない。

第4章 役員

（役員の種類別）

第12条 本会に次の役員を置く

- 代表 1名
- 副代表 若干名

事務局長	1名
会計	1名
監事	1名
運営委員	上記各役員及びその他若干名

(代表その他役員を選任)

第13条 本会の代表は当会正会員及び日本コーチ協会正会員の資格を持つことを要件とする。

2 代表その他役員は、総会にて出席正会員の過半数の承認により、選出する。

(役員職務)

第14条 代表は、本会を代表する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは本会を代表する。

3 事務局長は、本会の業務管理及び会員管理を行う。

4 会計は、本会の会計業務を行う。

5 監事は、本会の会計業務を監査する。

6 運営委員は、本会の企画立案その他本会の業務運営を行う。

7 運営委員と他の役員については併任を妨げない。

(任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠または増員によって就任した役員任期はそれぞれの前任者の残存期間とする。役員は辞任または任期終了後も後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号に該当するに至った時は総会の議決によりこれを解任することができる。

① 心身の故障のために職務の遂行に堪えないと認められる時

② 業務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時

第5章 総会及び運営委員会

(総会の種別)

第17条 本会の総会は通常総会と臨時総会の2種類とする。

(総会の構成員)

第18条 総会は正会員をもって構成する。

2 正会員は総会に出席し自由に意見を述べるすることができる。

(総会の議決事項)

第19条 総会は以下の各号について議決する。

- ①定款の変更
- ②解散、合併または分割
- ③役員を選解任、職務内容及び報酬額
- ④活動計画及び収支予算に並びにその変更
- ⑤活動報告及び収支決算
- ⑥入会金及び年会費の額
- ⑦その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第20条 通常総会は毎年開催する。臨時総会は代表が必要と認めた時に召集する。

2 総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する。

3 総会の議事は出席した過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 総会は、インターネットなどの電磁的方法を利用した方法にて開催することができる。その場合は、インターネットによる参加も出席とみなす。

(総会議事録)

第21条 事務局長は、総会議事録を作成する。

2 総会議事録は、事務局長が保管する。

(運営委員会)

第22条 運営委員会は代表が必要と認めたときに召集し、本会の組織運営、定款等の本会定款の見直し、定款の実施のための細則の制定及び本会の活動の企画立案その他本会の運営に関する必要な事項を決定し実施する業務を行う。

2 運営委員会は運営委員をもって構成する。

3 運営委員会の企画立案については、正会員の意見を配慮するものとする。

4 運営委員会における議決は、出席した運営委員の過半数による。

第6章 資産及び会計

(資産)

第23条 本会の資産は次の各号に掲げるものとする。

- ① 入会金及び年会費
- ② 活動に伴う収入
- ③ その他の収入

(資産の管理)

第24条 本会の資産は、代表を最終責任者として管理する。その方法は総会の議決によって定める。

(活動計画及び予算)

第25条 本会の活動計画及びこれに伴う収支予算は代表が作成し運営委員会で協議のうえ総会の議決を得なければならない。

(活動報告及び決算)

第26条 本会の活動報告は毎活動年度終了後速やかに代表が、決算に関する書類は毎活動年度終了後速やかに会計が作成してそれぞれ監事による監査を受け総会の議決を受けなければならない

2 決算上剰余金を生じた場合は次年度に繰り越すものとする。

(活動年度及び決算)

第27条 本会の活動年度及び会計年度は毎年1月1日に始まり12月末日に終わる。

2 本会の活動報告及び決算の承認は、翌年2月に通常総会を開いて行う。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第28条 本会の定款を変更しようとするときは総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第29条 本会は次に掲げる事由により解散する

①総会による決議

②正会員がいなくなったとき

④日本コーチ協会の他のチャプターと合併したとき

2 前項第1号及び第3号の事由により本会が解散するときは正会員の総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第30条 本会が日本コーチ協会の他のチャプターと合併しようとするときは正会員の総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(付則)

第1条

1. この定款は団体設立の日から施行する。

2. この会の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

代表	戸田紳司			
副代表	井上泰世	中村公彦	眞辺一範	若狭喜弘
会計	高橋美佐			
事務局長	若狭喜弘			
監事	村山直宏			
運営委員	小野圭子	畑久美子	村山直宏	

この会の当初の役員の任期は第 15 条の規定にかかわらず成立の日から平成 22 年 6 月末日までとする。

この会の設立当初の活動年度は第 27 条の規定にかかわらず成立の日から平成 22 年 6 月末日までとする。

令和 3 年 1 月 17 日定款改定に際して改選された役員の任期は、令和 3 年 12 月末日とする。

平成 21 年	1 月	1 日	制定
平成 29 年	3 月	26 日	一部改定
令和 3 年	1 月	17 日	一部改定
令和 3 年	7 月	23 日	一部改定